

令和 7 年第 7 回東串良町農業委員会 会 議 録

日時：令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 1 0 時 0 0 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和 7 年第 7 回東串良町農業委員会会議録							
招集年月日		令和 7 年 7 月 25 日					
招 集 場 所		東串良町役場委員会室（3 階）					
開催の日時 及び宣言		開会	令和 7 年 7 月 2 5 日 午前 10 時 00 分			議長	大村 教男
		閉会	令和 7 年 7 月 2 5 日 午前 10 時 20 分			議長	大村 教男
農業委員		出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名
出席数 8 名 欠席数 名		○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋
		○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝
出席○ 欠席×		○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二
		○	4	大村 教男	○	8	内村 初子
最適化推進 委員		○		有留 幸路	○		松元 友信
		○		中村 春樹	○		杉木 秀幸
出席数 8 名 欠席数 名		○		福岡 みどり	○		松留 和江
		○		村吉 博美	○		谷口 憲三
会議録署名委員		1 番	吉ヶ崎 弘一		8 番	内村 初子	
出席した事務局職員		局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造		書記	宮之前 博一・出水 翔太 中村 一雅	
会議 に付 した 事項	日程第 1 議案第 2 9 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について						
	日程第 2 議案第 3 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について						
	日程第 3 議案第 3 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について						

開会 午前 10 時 00 分

議長（大村）

皆さん、おはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者 16 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会
令和 7 年第 7 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1 番吉ヶ崎委員と 8 番内村委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

基盤強化促進法による賃借権の合意解約が 3 件 4 筆、農地法第 3 条による合意解約が 1 件 4 筆、農用地等の利用権による使用賃借権の合意解約が 4 件 4 筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いいたします。

また、先月の総会資料の合意解約についても、修正がありましたので、同じく確認をお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第 1 議案第 29 号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が 2 件、使用賃借権が 4 件、所有権移転が 2 件あります。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 2 ページをご覧ください。

使用賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に3番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新5年の利用権設定でございます。

次に4番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新5年の利用権設定となっております。

資料3ページをご覧ください。

所有権移転の1番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。

次に2番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。

予定としましては、9月1日に公益財団法人〇〇が買入を行い、売渡の前に総会にて再度審議し、令和8年2月28日に1番は〇〇株式会社さんへ、2番は〇〇さんへ売渡することとなります。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第1議案29号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、賃借権設定が2件、所有権移転が7件であります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、所有権移転の41番については、譲渡人が〇〇委員となっておりますので、先に質疑を行わせて

いただきたいと思います。東串良町農業委員会会議規則第 25 条によって、委員は自己又は同居の親族に関する事項に関しての議事に参与することはできないとなっておりますので、〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

それでは事務局の説明をお願いします。

(〇〇委員退席)

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 7 ページをご覧ください。

所有権移転の 41 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

(櫻木委員入室)

それでは、引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 4 ページをご覧ください。

賃借権設定の 34 番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新 2 年の賃借権設定でございます。

次に 35 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規 5 年の賃借権設定でございます。

資料 5 ページをご覧ください。

所有権移転の 36 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。なお、譲受人は町外在住ですが、過去に賃借、売買実績等があるため、現地調査は省略といたしました。

次に 37 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。なお、譲受人は町外在住ですが、〇〇さんの三男となっています。農機具等は〇〇さんのものを使用することが出来ることから、営農能力には問題ないと判断し、現地調査は省略といたしました。

資料 6 ページをご覧ください。

次に 38 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。

次に 39 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。

資料 7 ページをご覧ください。

次に 40 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。

次に 41 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

資料 8 ページをご覧ください。

次に 42 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第2議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第31号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今月は申請が1件あり、現地調査を行っております。

それでは資料9ページの有限会社〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を松留立美委員よりお願いいたします。

(松留立美委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和7年7月15日火曜日に転用にかかる現地調査を私と松留和江委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお関係者として砂取業者の〇〇さん、および貸人の〇〇さん、〇〇さん〇〇さんが出席されました。

今回の申請目的は砂取業者である申請人が申請地から砂を採取することとなっています。

申請地の農地区分は転用が禁止されている農用地区域内農地に該当しますが、今回は期間が1年間と限定されており、不許可の例外である「農地の一時転用」にあたるものと思われます。

また、申請地の周辺は農道であるため、車を出入りの際には鉄板を敷き、道を損傷させないように慎重に工事をするとのことでした。

また、もし苦情等があった場合には、業者が誠意を持って対応するとしており、転用の許可がおりても特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よりお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上を持ちまして日程第 3 議案第 31 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

※8 月現地調査：21 日（木）

定例総会：8 月 26 日（火）

申請締切：7 月 31 日（木）※8 月定例総会分

農業委員会研修視察 7 月 31 日（木）～8 月 1 日（金）

議長（大村）

ありがとうございました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 7 年第 7 回定例総会を閉会いたします。